

香川県立保健医療大学教員選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第3条の規定に基づき、香川県立保健医療大学の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の採用及び昇任の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 教員の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に速やかに行うものとする。

- (1) 教員の欠員
- (2) 教員定員の増員
- (3) 教員の昇任

(選考の基準)

第3条 教員の選考の基準は、次条から第8条までに規定する資格を有する者について、人格、学歴、教育研究の業績並びに学会及び社会における活動等を総合的に審査して行う。

2 前項の教育研究の業績の具体的な基準は、別表のとおりとする。

(教授の資格)

第4条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第5条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

(3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第6条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第4条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第7条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 第4条各号又は第5条各号のいずれかに該当する者

(2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

（助手の資格）

第8条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

（候補者の募集）

第9条 第2条第1号及び第2号に係る場合の候補者の募集は、原則として公募により行うものとする。

2 第2条第3号に係る場合の候補者の募集は、学内での推薦により行うものとする。

（教員選考委員会）

第10条 教授会は、教員の採用及び昇任の選考にあたり、第3条の基準について審査させるため、教員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、教授会において選任された教授及び事務局長とする。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

5 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 委員会の議事は過半数をもって決する。可否同数のときは協議により決する。

- 7 委員会は、審査に際し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 委員会は、書類又は面接による審査を行い、審査の結果を教授会に報告する。
- 9 前各号に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

(選考)

第11条 教員の採用及び昇任の選考は、前条第8項の規定による報告を受けた教授会の議に基づき、学長が行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、教員の採用及び昇任の選考に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、令和元年6月10日から施行する。

別表（第3条関係）

1 教育歴又は研究歴

(1) 次の各号に掲げる教員の区分に応じ、それぞれ各号に定める年数を必要とするものとする。

ア 教授 10年以上

イ 准教授 7年以上

ウ 講師 5年以上

エ 助教 2年以上

(2) 前項の教育歴又は研究歴について、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者は、これに限らないことができるものとする。

(3) 教育歴又は研究歴は、原則として、大学及び短期大学における教員（助教導入前の助手の期間を含む。）としての在籍期間とする。ただし、次の期間を加算することができるものとする。

ア 大学院在学期間

イ 担当しようとする科目と密接な関係があると認められる科目の専門学校等での教育
従事期間

ウ 外国留学期間

(4) (3) のイの期間には、非常勤講師の教育従事期間を含むものとし、その期間の算定に当たっては、講義したコマ数を30で除した数（その数に0.1未満の端数があるときは、これを四捨五入した数）を教育歴とする。ただし、算定した期間が実際の教育従事期間を超える場合は、実際の教育従事期間を教育歴とする。

2 教育研究業績

(1) 講師以上の職にあっては、その資格にふさわしい担当科目に関連する教育研究業績を有すると認められる者でなければならない。

(2) 助教の職にあっては、その資格にふさわしい担当科目に関連する教育研究能力を有すると認められる者でなければならない。

(3) 次の各号に掲げる教員の区分に応じ、それぞれ各号に定める著書・論文（修士論文及び博士論文を含む。）数を必要とするものとする。

ア 教授 10編以上

イ 准教授 7編以上

ウ 講師 5編以上

エ 助教 1編以上